

スマホ収納始まります！ 町税等がスマートフォンで納付できます

令和3年4月からスマートフォン決済アプリを利用して、納付書に印字されているバーコードを読み取ることで、24時間365日「いつでも」「どこでも」町税等を納付することができます。

利用対象科目

- ・町道民税（普通徴収） ・固定資産税 ・軽自動車税
- ・国民健康保険税（普通徴収） ・後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- ・認定こども園保育料
- ・公営住宅使用料 ・水道使用料及び下水道使用料

※公営住宅使用料と水道及び下水道使用料をスマホアプリでお支払いする場合は、事前に建設水道課管理係に連絡をし、バーコードが記載された納付書を発行していただく必要があります。

利用できるスマホアプリ

- ・LINE Pay 請求書支払い ・Pay Pay

利用方法

アプリのダウンロード方法や使い方等については、次のサイトからご確認願います。

■LINE Pay 公式ブログ <https://pay-blog.line.me>

■Pay Pay 公式サイト <https://paypay.ne.jp>

ご利用にあたっての注意事項

- ・スマホアプリで納付した場合、領収書は発行されません。納付履歴はスマホアプリの「利用明細」画面でご確認ください。
- ・タブレット、パソコン、フィーチャーフォン（ガラケー）からの納付はできません。

●お問い合わせ先

新冠町役場 税務課 TEL 0146-47-2115